

竜王町学校給食センター事業方式等検討業務仕様書

1 業務名

竜王町学校給食センター事業方式等検討業務

2 業務目的

竜王町（以下「町」という。）では、竜王町学校給食センターにおいて、町内のこども園、小学校および中学校の4校園に対し給食を提供しているが、既存の学校給食センターは耐用年数を超過しており老朽化が進行している。

今後も安心安全な学校給食の提供を継続するため、効率的な事業運営の方針の検討と合わせ、学校給食センターの建替えを予定している。

本業務は、町が新たな竜王町学校給食センター（以下「新センター」という。）の整備および運営を効率的、効果的に推進するため、本町の現状を踏まえた上で事業内容を整理し、新センターの整備について、従来の公設公営方式に加え民間活力による整備や運営ノウハウの導入も視野に入れ、様々な事業手法を比較検討し、最適な手法を見出すことを目的とする。

3 整備予定施設概要

- (1) 建設地 滋賀県蒲生郡竜王町大字綾戸地先
- (2) 敷地面積 約 3,600 m²
- (3) 想定給食数 最大 1,200 食／日
- (4) 供用開始 令和 11 年 4 月予定

4 履行期間

契約締結日から令和 8 年 8 月 31 日まで

5 業務着手に係る提出書類

受託者は、契約締結後 7 日以内に以下の書類を作成のうえ町に提出し、その承認を得ること。また、これらの変更または追加についても同様とする。

- ①業務計画書
- ②業務着手届
- ③業務工程表
- ④業務実施体制および組織図
- ⑤現場代理人（管理技術者）
- ⑥その他町が必要とする書類

6 業務内容

(1) 基本計画の詳細検討

町が作成する新センター整備に係る基本計画を踏まえて、前提条件を整理するとともに、新センター施設の機能、規模、運営内容等に係る詳細事項について検討する。

(2) スケジュールの検討

令和 11 年 4 月の供用開始をイメージした具体的な施設整備スケジュールについて検討する。

(3) モデルプランの作成

整理した前提条件を踏まえ、施設整備面と運営面の両側面から本町に見合ったモデルプランを作成する。

(4) 事業手法の検討

本事業に適用可能性のある事業手法について比較検討する。

なお、事業手法の検討に当たっては、従来の公設公営方式に加え、民間委託を含む官民連携による手法やその他合理的と考えられる手法、また多様な発注方式（D B、D B O 他）のメリットおよびデメリットを検討し比較するものとする。

(5) 民間事業者の参画意向調査

前号の検討結果に基づき、民間事業者の参加意向の調査を行う。なお、意向調査は 3 社程度を想定しており、給食センター整備との親和性の高い事業者を抽出し、周知および参加促進を図ること。なお、実施に当たっては実施要領を作成するとともに、調査結果をまとめること。

(6) 概算事業費と V F M の検討

本事業について、前提条件・モデルプラン・想定事業手法に基づく概算事業費（イニシャルコストおよびランニングコスト）を算定し、V F M（Value For Money）を検討する。なお、議会定例会の 1 箇月前を目途に、その時点における概算事業費を報告すること。

(7) 国の補助金等財源確保のための検討

本事業について、概算事業費に対する財源の確保について研究し提案すること。

(8) 事業実施に向けたとりまとめ

(1)～(7) の業務内容を整理するとともに、事業化に当たっての課題や特記事項を明確にし、今後の事業実施に繋げる。

7 協議・打合せ等

(1) 町と受託者は、本業務の進捗状況に合わせて必要に応じて協議または打合せを行うものとし、受託者は、都度記録を作成するものとする。

(2) 受託者は、本業務の遂行に必要な資料について町から貸与を受けた場合、その資

料について破損、紛失、盗難等の事故がないよう管理するものとし、業務完了後は速やかに町に返却すること。

8 検査

受託者は、「6 業務内容」に掲げる業務が完了したときは、業務完了届を町に提出するとともに、成果品を提出し町の検査を受けること。

9 成果品

(1) 本業務の成果品は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ①報告書 (A4版、縦型、横書き、カラー刷り、左綴じ、簡易製本) | 5部 |
| ②報告書概要版 (①を要約したもの) | 10部 |
| ③上記電子データ (CD-RまたはDVD-R) | 一式 |

(2) 成果品の帰属

本業務に係る成果品等は町に帰属するものとし、町の承諾なく他に公表、貸与または使用等をしてはならない。

10 守秘義務

受託者は、本業務を進めるに当たり知り得た事項について、町が公表する事項は公表する前に、それ以外の事項については一切を他に漏らしてはならない。

11 疑義の解決

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書において定めのない事項については、町と受託者が協議の上その対応について定め、受託者は町担当職員の指示に基づいて業務を遂行すること。

12 担当課

①竜王町教育委員会事務局 教育総務課 (竜王町役場2階)

住 所 〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

電 話 0748-58-3710 FAX 0748-58-2655

メール kyoikusomu@town.ryuoh.shiga.jp

②竜王町学校給食センター

住 所 〒520-2514 滋賀県蒲生郡竜王町大字橋本5番地1

電 話 0748-58-0124 FAX 0748-58-0200

メール kyusyoku@town.ryuoh.shiga.jp